貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年12月)

12月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	イーピーエス商運株式会社（法人番号４４３０００１０４３４３０）　代表者弘中司嘉子	北海道恵庭市戸磯３４５番地２０	本社営業所	北海道恵庭市戸磯３４５番１４	R6.12.13	輸送施設の使用停止（４０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項	令和６年２月１５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）	4	4
2	株式会社北海道ニュートラルサービス（法人番号１４４００１００７７４２）代表者星澤勲	北海道函館市桔梗２丁目３５番９号	本社営業所	北海道函館市桔梗２丁目３５番９号	R6.12.13	輸送施設の使用停止（３０日車）	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項	令和６年７月９日及び令和６年７月３１日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）	3	3
3	ヤマダイ大作運輸株式会社（法人番号６４４０００１００２５０８）　代表者小林大作	北海道函館市西桔梗町５４８番地３	本社営業所	北海道北斗市七重浜１丁目８番１号	R6.12.13	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他３件	令和６年８月２７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第３条第６項）、（３）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	3	3
4	真田運輸株式会社（法人番号１４５０００１００８９０５）　代表者住吉勉	北海道留萌市東雲町２丁目１番地	稚内営業所	北海道稚内市声問１丁目６－２８	R6.12.13	輸送施設の使用停止（２１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の３　他９件	令和６年２月２７日及び令和６年２月２８日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［自動車車庫の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則第２条第１項第４号）、（２）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条の３）、（３）点検整備記録簿等の記録の改ざん・不実記載（安全規則第３条の３）、（４）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（５）アルコール検知器備え義務違反（安全規則第７条第４項）、（６）点呼の記録義務違反（安全規則第７条第５項）、（７）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（８）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（９）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第１０条第１項）、（１０）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	21	21
	以下余白									